

香川県庁インターンシップ事務手続要領

この要領は、香川県庁のインターンシップ生として実習を希望する学生に必要な事務手続きを記載したものです。この要領の内容をご理解の上、ご応募ください。

「香川県庁インターンシップ」の実習コース等については、香川県庁ホームページでご確認ください。

香川県庁HP → 県内・総合情報を見る → 県政情報 → 人事
→ 人事・行財政改革 → インターンシップ
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/jinji/internship/index.html>

1. 申し込み方法

○かがわ電子自治体システム（電子申請・届出サービス）により申込

- ① 香川県ホームページのトップページ (<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>) にある、「ページ ID 検索」で、ページ ID 「2073」を入力し、「電子申請・施設利用申込」のページにアクセスしてください。
- ② 「電子申請・届出サービス」にアクセスし、「利用者登録」において、利用者情報を登録した後、「令和7年度香川県庁インターンシップ参加申込」から申込みを行ってください。（システムの「ヘルプ」を参照してください。）
申込完了後、「【香川県】電子申請完了通知について」というタイトルの電子メールが送信されます。
- ③ 申込時に入力した情報は、香川県インターンシップの円滑な実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。
- ④ 申込期間：5月29日（木）～6月29日（日）

※ 所属する大学を通じた申込ではなく、学生の皆様から直接の申込となります。

2. 申込時の留意事項

- ① 氏名、連絡先等の各項目について、内容を正確にご入力ください。特に、メールアドレスについては、間違いのないようにご確認ください。

② 「4. 実習コース希望」については、下記の要領で御入力ください。

(事務職コース希望の方)

- ・「参加を希望する実習コースを選択してください。」の欄で「1. インターンシップ(事務職向け)」を選択してください。「4-1: インターンシップ(事務職向け) 希望コース選択」の欄で、希望するコース番号を第1位から第5位まで選択してください。(第2位以降の選択は任意です。) その際、コース番号が重複しないようにしてください。

(応募者多数の場合は大学3年生、大学院1年生等、令和8年度の大学・大学院修士課程等の卒業・修了予定者を優先させていただくほか、抽選により参加者を決定させていただきます。技術職コースについても同様です。)

- ・希望する実習コースへ参加できなかった場合に、インターンシップ(事務職向け)の他のコースへの参加を希望する場合は、「4-2: 実習コース(第1位~第5位)の希望が叶わない場合について」で「他のコースへの参加を希望する」を選択してください。その場合、いずれかの日程に参加していただくことがあります。参加できない日程がある場合は、「4-3: インターンシップ(事務職向け)に参加できない日について」で該当日をチェックしてください。

(技術職コース希望の方)

「参加を希望する実習コースを選択してください。」の欄で「2. インターンシップ(技術職向け)」を選択してください。「4-4: インターンシップ(技術職向け) 希望コース選択」の欄で、希望するコース番号を第1位から第3位まで選択してください。(第2位以降の選択は任意です。)

③実習日程は、「インターンシップ(事務職向け) 実習コース」「インターンシップ(技術職向け) 実習コース」のとおりです。大学等の講義や試験日程等をご確認の上、ご応募ください。また、日程の一部のみの参加はご遠慮ください。

④ご自身が下記の要件を満たしていることをご確認ください。

- ・ 大学、大学院に在籍すること。
- ・ 香川県庁の仕事に関心があり、インターンシップにおける実習を積極的に行う意思を有すること。
- ・ 次に定める服務規律を遵守することができること。

(服務規律)

- (1) インターンシップ生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2) インターンシップ生は、実習時間中、香川県職員が遵守すべき法令、条例等並びに人事課長及びインターンシップ生の指導、監督等を担当する職員(以下「実習担当者」という。)の指導、指示等に従わなければならない。
- (3) インターンシップ生は、実習により知り得た情報(公開されているものを除く。)を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- (4) インターンシップ生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に人事課長及び実習担当者の承認を得なければならない。
- (5) インターンシップ生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。

やむを得ない場合は、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。

3. 参加の決定及び誓約書について

- ① インターンシップ参加の可否については、7月中旬頃にお知らせします。
- ② 参加が決定した学生には、服務、秘密の保持等遵守について、かがわ電子自治体システム（電子申請・届出サービス）により、事前に誓約していただきます。
- ③ 参加者として決定した場合は、実習中に負った傷害や、香川県や第三者に与えた損害等に対する補償に備えるため、速やかに傷害保険及び賠償責任保険に加入してください。

4. 報酬等

香川県は、インターンシップ生に対して、報酬・賃金、参加のための通信料その他実習に伴ういかなる経済的負担も負いません。

5. その他

- ① 参加決定後に辞退されますと、他の応募者に大変迷惑がかかりますので、実習に必ず出席できる方のみご応募ください。
- ② 参加決定までの間に、連絡事項がある場合は、個別に御連絡します。また、香川県庁インターンシップへの参加申し込み後、講義及び試験などの理由により「実習に従事できない日」が生じた場合等は、直ちに香川県人事課へご連絡ください。
- ③ インターンシップ生は、故意又は過失をもって服務規律（１）～（４）までの規定に反する行為により、香川県又は第三者に損害を与えた場合は、これらに対して責任を負わなければなりません。また、インターンシップ生の実習中又は実習先との往復途上等での県の責めによらない事故・災害に対しては、県は一切の責任を負わないものとします。